

居宅介護支援における特定事業所集中減算の取扱いについて  
(平成 30 年 4 月 27 日改正)

○ 80%を超える場合は報告義務がある。ただし以下の場合には正当な理由があるものとして減算が適用されない（報告による申請は必要）。

**正当な理由として設定する項目**

①居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満であり、サービス事業所が少数である場合

(例) 訪問介護事業所が 4 事業所、通所介護事業所が 10 事業所存在する地域の場合  
訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 訪問介護事業所が 4 事業所、通所介護事業所が 4 事業所存在する地域の場合  
訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。

②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

③判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合

④判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

⑤市町村（地域包括支援センターを含む。）等から、高齢者虐待などの困難ケースの計画作成の依頼を受けたことにより特定の事業所に集中した場合は当該件数を除いて再計算し、80%を超えない場合又は正当な理由④に該当する場合

※ただし、行政機関からの依頼等、事業所の選択に至る過程を居宅介護支援経過に明確に記録し、その写しを報告書に添付して提出すること。

⑥その他正当な理由と市長が認めた場合